Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-05

マックス・ウェーバーとルドルフ・シュタムラーの論争について ： シュタムラーによる反批判の翻訳と解説として

橋本, 直人

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,13(2):81-88

(Issue Date)
2020-03-31

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81012177

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012177

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要
第13巻第2号　2020

研究報告

マックス・ウェーバーとルドルフ・シュタムラーの論争について
――シュタムラーによる反批判の翻訳と解説として――

A Controversy between Max Weber and Rudolf Stammler
: an explanation of the controversy and a translation of anti-criticism by Stammler

橋本　直人*
Naoto HASHIMOTO*

要約：社会学におけるマックス・ウェーバー、法哲学・法思想史におけるルドルフ・シュタムラーは、それぞれ各分野においてよく知られている。また、シュタムラーに対するウェーバーの批判論文については、ウェーバー研究の分野ではすでに様々な検討がなされている。だが、このウェーバーからの批判に対してシュタムラーが反論していること、つまりウェーバーが一方的に批判したのではなく、両者の間に論争が成り立っていたことはあまり知られていない。

本報告はこのシュタムラーからの反批判を翻訳して紹介するとともに、この論争の背景と意義を検討する。そこで明らかになるのは、ウェーバーのシュタムラー批判が決して孤立したものではなく、むしろ形成過程にあった当時のドイツ社会学全体にとってシュタムラーの理論が重要な問題を提起していたこと、ウェーバーとシュタムラーの論争もその一環をなしていたことである。

この論争はそれ自身としては小さな論争だが、思想史・学説史上の意義は決して小さなものではないのである。

キーワード：マックス・ウェーバー、ルドルフ・シュタムラー、社会学史、ドイツ社会学会、法思想史

1.　はじめに

思想史や学説史における研究は、特定の思想家・理論家を主題とすることが少なくない。そしてその結果として、思想史・学説史上の同時代状況についても、その特定の思想家・理論家を中心とした遠近法から解釈されてしまうことが少なくない。

本稿が主題とする、マックス・ウェーバーとルドルフ・シュタムラーとの論争についても、そうした遠近法が支配的であったように思われる。

G. ジンメルやF. テンニースとならび「ドイツ社会学の古典」と位置づけられるマックス・ウェーバー(1864-1920)が、ドイツの法学者・法哲学者ルドルフ・シュタムラー(1856-1938)の著書『唯物史観による経済と法』(第2版・1906年)に対して厳しい批判を行ったことは、ウェーバー研究の分野ではよく知られている。だが、そのシュタムラーが同書第3版(1914年)の注記でウェーバーに対する反批判を行っていることはあまり知られていない。

他方で、シュタムラー自身は法哲学・法思想史の上で法実証主義批判の先鞭をつけた重要人物として評価されているが、逆にこの分野では、ウェーバーとの論争に触れられることはほとんどない。

その意味で、ウェーバーや社会学史の領域においても法哲学・法思想史の領域においても、この(今となっては)分野横断的な論争そのものは、必ずしも適切に位置づけられてこなかったように思われる[(1)]。

そこで本稿では、シュタムラーからの反批判を翻訳し、あわせてこの論争における双方の主張の概要とその背景、およびこの論争が有する意味について解題的な研究報告を行いたい。以下、シュタムラーの法思想史上の位置と主張(2節)、ウェーバーからの批判とシュタムラーからの反批判(3節)、この論争の文脈(4節)、を順に概観したうえで、最後に5節として、シュタムラーからの反批判の全訳を掲載する。

本稿は、一見すると学説史上のごく細かなエピソードを詮索しているように思われるかもしれない。だが、後で触れるように、この論争とその文脈はドイツ社会学の形成期において決して無視できない重要な意義を有している。その意味では、この論争はドイツ社会学の形成、さらには社会学という学問分野の確立においてどのような契機が介在したのかを解明するという大きな課題に関わっているのである。

2. シュタムラーの位置づけと主張の概要

シュタムラーの歴史上の位置を知るために、まずは19世紀ドイツの法をめぐる状況を整理しておこう[(2)]。

19世紀前半のドイツが直面したのは様々な分野における分裂状況であり、法もまたその一つであった。すなわち、当時のドイツ圏では、古代ゲルマンや中世の封建制に由来する慣習法、専制君主らの制定による啓蒙主義的なラント法典、そして特に私法の分野で普

＊　神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授

(2019年10月 2日　受付
2019年10月 2日　受理)

通法として用いられていたローマ法など、さまざまな法が並立していたのである。

この状況に対し、いわゆる法典編纂論争を経て確立されたのが、サヴィニーらの主導する歴史法学派であった。サヴィニーらは、一方で法の歴史性を重視し、並立する諸法の根底にある歴史的な本質の探求を掲げ、他方で各実定法について概念・論理操作を行うことによる法の統一を追求した。だが、時代が進むにつれて「歴史的また社会的現実に立脚した学問としての法学の確立という課題は後退してしまった（歴史的方法の建前化ないしは有名無実化）」[森末 1994:117]。特に、歴史法学派の影響を受けたいわゆるパンデクテン法学のもとでは、「歴史的な隔たりを無視してしまうことによって、古代ローマの法学者には想像もつかなかった抽象的な法概念が創出され、それに基づいて抽象的な法規＝法命題Rechtssatzの論理的体系が形成されていくことになる」[森末 1994:120]。

こうして19世紀後半に確立されたのが法実証主義である。森末[1994:121]によれば、法実証主義は「①実定法一元論の立場をとり、②法と道徳の領域を峻別して両者を効力的に遮断し、③法的な領域において一切の超越（論）的な基礎づけを排除するがゆえに、（実質的な内容をもつ正義といった）法理念の探求に対してネガティヴな態度をとること」を特徴とする。これによって、自然法論をはじめ道徳や理念に照らして「あるべき法」を問うという問題関心が排除され、既存の実定法だけに基づいてその概念・論理操作に専念する法教義学的研究が法学の主流となっていく。

だが19世紀も終わりに近づくと、こうした法実証主義のあり方に対する批判が高まっていく。「現実と無関係に抽象的概念を弄び、概念を現実に優先させる」[森末 1994:126]既存の法学を「概念法学」と呼び厳しく批判したイェーリングはその先駆者であるが、その批判を継承して法実証主義批判の潮流を先導したのがシュタムラーである。

竹下[1990]は、シュタムラーが法実証主義に対して「あるべき法」への問いを再提起することにより、「現にある法」と「あるべき法」という二つの側面から法の本質を問う「二側面方法論」の先導者となり、その後の法哲学に大きな影響を及ぼしたと指摘している。竹下によれば、「二側面方法論の系譜を逆にたどるなら、ラートブルフを経由して新カント主義の法思想家集団に入り込み、その先頭にいるシュタムラーに行き着くことになる。ラートブルフがこの集団の最後部に位置するのに対して、シュタムラーはその最初に位置してその集団の形成に努力した」[竹下 1990:112-3]。ラートブルフは日本でも知られる著名な法学者・法哲学者であるが、彼も含めた新たな法哲学の潮流をシュタムラーが先導したというとらえ方は、おおむね法思想史研究に共通した理解と言える(3)。

こうした簡単な教科書的概観からも、ドイツ法思想史におけるシュタムラーの位置はおおむね理解されよう。すなわち、19世紀の法実証主義が実定法一元論に立つことで「あるべき法」や「法の本質」をめぐる問いを排除したのに対し、これらの「法哲学」的な問いを再度提起することで法実証主義批判を展開し、20世紀の様々な法哲学の潮流に先鞭をつけたのがシュタムラーなのである。

以上を踏まえ、次にシュタムラーの主張そのものを概観しておこう。とはいえシュタムラーは『経済と法』(初版1896年)に加え『正法論』(同1902年)、『法学の理論』(1911年)の3冊の主著をはじめ多数の著作を残しており、ここでその全体像をたどることは到底できない(4)。そこで、本稿では彼自身が自らの理論の概略を述べた小論『法および法学の本質』[WRR]に即して彼の理論を概観しておきたい。

上記の通りシュタムラーは、「法とは何か」「あるべき法とはいかなるものか」という法哲学的な問いを提起することで法実証主義に対する批判を展開する。したがってシュタムラーの理論は、歴史法学とは反対に「所与の個別的な法秩序の特定の内容に従属せず、あらゆる法に無制約的に妥当する普遍的洞察」[WRR: 399=1942:33]を通じて法の本質や「あるべき法」の理念を問うことになる。そしてそのためにシュタムラーは、カントの超越論的な哲学の枠組を導入するのである。その意味で、シュタムラーが新カント派（のマールブルク学派）に位置づけられるのは、この根本的な問題設定からの自然な帰結と言える。

さて、経験に依存しない普遍的な学問的洞察としての法学を追求するシュタムラーは、まず法一般の「概念」とあるべき法の「理念」とを区別する。というのも、前者は法一般の「形式」にかかわるのに対し、後者は個別的な法の「内容」にかかわる問題だからである。その上で、シュタムラーは法の概念を「不可侵かつ自決的に結合[拘束]する意欲das unverletzbar selbstherrlich verbindende Wollen」[WRR: 409=1942: 61]と定義する。以下、この概念規定の意味を敷衍しておこう。

シュタムラーによれば、法秩序は「諸目的を達成するための一手段」[WRR: 400=1942: 38]である。その上で、シュタムラーは「原因と結果に即した観察」と「目的と手段の定立」とを区別し、外的な印象や知覚にかかわる前者を対象とするのが因果科学であり、人間の意欲menschliches Wollenに関する後者を対象とするのが目的科学である、と規定する。したがって法学は当然目的科学に属するし、法は意欲の一種として理解される。

その上で、法学を含む社会科学の固有性を、たんに個々人の個別的な意欲ではなく「共同の目的追求」を行う「結合する意欲」の存在に見出す。そもそも「社会生活das soziale Leben」が社会科学の固有の対象として存在するためには、個々人の結合が「単なる自然的な結合」と区別されなければならず（自然的な結合ならば因果科学の対象となる）、またその意欲も個々人の個別的・内的な意欲であってはならない（個人的な意欲では道徳と区別できない）。それゆえ、シュタムラーにとって社会生活は「外的に規制された共同作用äußerlich geregeltes Zusammenwirken」という「論理的な制約条件」[WRR: 403=1942: 45]のもとで把握されなければならないし、それを成立させるのは「社会的な意欲」つまり「結合する意欲」とされる。

とはいえ、シュタムラーによれば「結合[拘束]する意欲」には法だけでなく、他に習俗や、権力者の恣意的な強制も含まれる。だが、前者はその規制に服する人々の同意を必要とする（したがって個々人の個別的な意志内容に従属する「仮言的」な規制である）のに対し、法はそれに服する人々の賛同に従属することなく存立し、「誰が法に服従するか、いつその結合[拘束]に参入しまたそこから離脱するかを自ら規定する」[WRR: 405=1942: 50]。その意味で法は「自決的」である。また、権力者の恣意Willkürが、自ら定立し

た規制に対して自分を例外とすることで、規制を自身の主観的な意志によって損ないうるのに対し、法は法制定者自身をも拘束する客観性を有し、それゆえ不可侵である。

おおむね以上のような論理によって、「不可侵かつ自決的に結合[拘束]する意欲」という法概念の定義が導出される。そして本稿の文脈で重要なのは、以上の概念定義との関連において、「社会生活」が「外的に規制された共同作用」として把握されていることである。その上で、法がこの意味において社会生活の「形式」であるのに対し、「質量Materie」ないし「素材Stoff」にあたるのが「社会経済die soziale Wirtschaft」とされる。

シュタムラーによれば、社会経済現象が「社会的」な経済現象である限り、それもまた「人間の共同作用」たる社会生活でしかありえない。つまり社会経済的現象は「欲求充足へと方向づけられた共同作用」なのであって、「人間の欲求充足活動一般」の下位区分ではない。だとすれば、社会経済的現象もまた「社会生活」一般の「論理的な制約条件」に服することになる。それゆえ、法が「社会生活」一般に対する普遍妥当な「形式」であるのに対し、社会経済的現象はすべて「空間における外的諸現象に対応する」[WRR：396=1942：25]存在という意味で「質量」ないし「素材」ととらえられる。唯物史観は経済という土台に対して法を「上部構造」と位置づけ、経済過程を「自然科学的に研究されるべき過程」と捉えたうえで土台が上部構造を規定する、と主張するが、シュタムラーからすれば、法という「形式」こそが社会経済現象という「質量」を「論理的に」規定するのである。

以上のような、「形式」と「内容」との区別、そして経験的な「内容」に依存しない「形式」の普遍妥当性、という把握がカントの理論枠組に依拠していることは明らかであろう。まさにシュタムラーが「新カント派」と言われるゆえんである。

さて、シュタムラーからウェーバーへの反批判を理解するためには、あるべき法の「理念」についても簡単にみておく必要がある。

まず、上記の整理から明らかなように、法の概念はあるべき法の理念については何も教えない。なぜなら法の概念は、あらゆる経験的な法の内容に対し普遍妥当なものでなければならず、それゆえ法の内容からはまったく独立しているからである。したがって、「法とは何か」という概念的な本質の問題とは独立に、あるべき法の「理念」を考察する必要がある。

そこでシュタムラーは、「いかなる法的意欲にも必然的にともなうような、すべての法をまとめる方法的な統一性」[WRR：424=1942：103]として「人間共同体の観念」[ibid.]を設定する。法の経験的・歴史的な内容がどれほど多種多様であっても、この観念に方向づけられない法は存在しないからである。そしてその上で、あるべき「正しい法」があるとするなら、それは「正しい意欲への能力を具えた存在」[WRR：424=1942：104]の共同体たる人間共同体にかかわるものでなければならないはずだとし、この観念を最終的に「自由に意欲する人間の共同体」と定式化する。シュタムラーはこれを「社会的理想」[WRR: 425=1942: 105]とよぶが、それは努力目標や到達目標ではない。シュタムラーによれば、それはむしろあらゆる法の内容を正しいものと正しくないものとに分類するための「形式的な法則性」であって、シュタムラーは「正しい法とは法理念へと方向づけられた法のこと」[WRR: 425=1942: 108]だという。これが彼の有名な「正法」(正しい法)の理論である。

前節でみたように、この「正しい法」の理論は「変化する内容をもった自然法」と呼ばれ、法実証主義に対抗する自然法的法思想の再登場として大きな影響を及ぼすことになる。ただ、ここまでの整理を踏まえれば、この「正しい法」の規準たる法の「理念」がカントの「統制的理念」に対応することはも容易に理解されよう。この点でも、シュタムラーはやはりカント主義者なのである。

3. ウェーバーからの批判の概要とシュタムラーからの反批判

1節でみたように、こうしたシュタムラーの理論は最初に『経済と法』初版で、次いで『正法論』初版において展開されていく。そしてこれを踏まえ1906年に刊行された『経済と法』第2版に対し、ウェーバーは書評論文「R. シュタムラーの唯物史観の『克服』」[MWG I/7: 487-571=1982: 95-176]で厳しい批判を加えることとなる。

この論文は同僚の哲学者リッカートから「きわめて難解」と評される[Marianne Weber 1984: 369]ほど、その論理展開の錯綜ぶりで知られている。実際、ウェーバーの批判はシュタムラーの主張内容はおろか「スコラ的な誤謬推理と詭弁」[MWG I/7: 488=1982: 102]や文体にまで及ぶのだが、さまざまな先行研究もある(5)ので、以下では本稿の論旨に必要な限りでごく簡単に概観しておく。批判のポイントは大きく以下の諸点にまとめられよう。

(1) シュタムラーの描く「唯物論者」によれば、いかなる現象についても因果関係は無数の要因から成り立っており、その因果関係をさかのぼればいずれは経済的な要因の「決定的な」影響にたどり着くし、それゆえあらゆる歴史的変化も「究極的には」経済的な事柄に還元できる、とされる。これに対し、通常であれば「さまざまな種類の『社会現象』の相互制約の仕方や程度について、アプリオリには何も一般的なことは述べられない」し、「相互制約の事実やその質・量について個別ケースごとに決めるしかない」という反論が考えられる[MWG I/7: 493-4=1982: 105]。だがシュタムラーはこうした反論を一切せず、「唯物論者」の主張をほぼ丸呑みしたうえで、その因果的分析の「前提」たる認識の「形式」を問うことで「唯物論者」に反論するのである。

(2) だがその際にシュタムラーは、認識対象である「社会生活」の有する「法則性」と、その対象を認識する研究者が現象を整序する枠組みとしての「法則性」とを混同している。そこでは「認識対象の法則性と認識の規範との、『認識根拠』の説明と『実在根拠』の説明との相互交錯」[MWG I/7: 508=1982: 117]が起きてしまっている。これに対してシュタムラーは経験的・個別的に認識された法則と「普遍的な形式的法則性」との区別を立てるが、「内容－形式という対立の意味ほど多義的なものはない」のであり、「これらをどう理解すべきかは個々のケースごとにまったく厳密に確定することが必要である」[MWG I/7: 510=1982: 119]。ある法則性が「形式的」か否かはどの程度の「一般化」を行うかによるのであって(たとえばエネルギー保存則)、個別的な法則からどれほど「普遍化」しようとも、それが経験に依存しない「アプリオリな認識原理」になることはあり得ない。

(3) シュタムラーは「因果性」の視点と「目的理念」の視点とを

区別したうえで「目的理念の意味における考察の一般化」について論じるが、この概念もまた極めて多義的である。シュタムラーの目的が「自然科学」の対象である「自然」と「目的科学」の対象である「社会生活」との区別にあることは明らかである。だが、ここでシュタムラーが「自然」という言葉で意味する内容も、狭い意味での自然現象から経験的・個別的事象、さらには因果的な説明の対象すべてにまで及ぶ、まったく多義的な事柄を含んでしまっている[MWG I/7: 527-9=1982: 1334]。

(4) シュタムラーは「社会生活」を「外的に規制された共同作用」と規定するが、ここでの「規則Regel」や「規制されたgeregelt」という概念もまた極めて多義的であって、「自然法則」という意味での「規則性」を指すのか、それともルールや基準としての「規範」を意味するのかが判然としない。たとえばシュタムラーは、ロビンソン・クルーソーのような「孤立していると想定された個人」については「自然とその技術的な克服」だけが問題となるので「自然科学」の手段によって説明されるべきである、と述べる。だが、「技術」というならば機械の操作における規則性も労働者の心理的要因に関する規則性も等しく「技術的な」規則性であろう[MWG I/7: 533-4=137-8]。さらに言えば「現代人が『貨幣』と呼ばれる金属片を扱う仕方」もそれ自身としてはロビンソンに見られる「規則性」と何ら変わらない[MWG I/7: 535=1982: 139]。つまり「共同作用の規則」の有無だけで「技術」と「社会科学」とを区別することはできない。

(5) たとえば、シュタムラーも用いる例に即して、二人の人物がそれぞれの持ち物を交換すると考える。この場合、「交換」の本質は両者の行動に対して双方が付与する「意味」において成り立つが、それは両者が交換というものの「規則」に拘束されることを意味しない。というのも、双方の当事者が「相手は交換の規則を守るだろう」という想定にもとづいて行動するということもありうるし、その場合、交換の「規則」は「二人の交換当事者にとって、因果的に説明しうるし因果的に作用する経験的『格率』という意味においてのみ」[MWG I/7: 546=1982: 151]存在するからである。同じことがゲームの規則についてもいえる。たとえばスカート(トランプに似たカードゲーム)の「規則」について、「あるべき・正しい規則」を論じることもできるが、経験的な認識にとってはa)そもそもあるゲームが「スカート」に分類されるか否かの基準として、b)実際のゲームの進行を理解するための「発見的手段」として、さらにc)当事者たちが行為する際の「因果的決定要因の一つ」として、「規則」が検討の対象となるのである。

1節で述べたとおり、こうしたウェーバーからの批判に対しシュタムラーが反批判を行ったのが、『経済と法』第3版の注232[WuR(3): 670-3]である。約3ページ・1300語以上におよぶ反論の全訳は本稿の最後に掲載するが、ここでは簡単にシュタムラーからの反批判の要点をみておこう。シュタムラーの反批判はおおむね以下のように要約できる。

(1) ウェーバーは、社会現象についてアプリオリに一般的なことはいえないし、社会現象の被制約性についても個別事例に即して確定するしかない、と主張する。だが、個々の「事実」の学問的な確定それ自身において、すでに認識の基礎となる方法が前提されねばならないはずである。それゆえ政治的・経済的・宗教的・…の個別的な「観点」の導入では学問的認識には不十分であり、「素材」を斉一的に加工し整序するための統一的な方法を認めなければならない。

(2) ウェーバーは『経済と法』における法則性の観念が多義的であると批判するが、そもそも法則性の観念とは意識内容の統一的な整序の可能性と同じである。

(3) ウェーバーは、「国家の使命は弱者救済である」という命題を「格率」の例として挙げ、こうした一般的な格率をめぐり異議を唱えうる限り、人は複数の価値の間で選択しなければならない、と主張する。だが、こうした「格率」は「単に相対的に一般的な理論」でしかない。同様にウェーバーは「個々の自然法則」に対する「因果的な法則性」そのものを「もっとも包括的な事実の一般化」と理解してこの区別を批判するが、これはわれわれの考えている命題とは異なるものへの批判である。因果的法則性そのものは認識を整序する純粋な形式であり、この「特殊性を把握する際の純粋形式の観念」こそが重要なのである。

(4) われわれの探求は社会生活の論理的制約条件に関わっているのであり、この意味においてのみ外的規制について論じている。社会的規制とは人間の諸目的を双方向的に結合するものであって、ウェーバーの言う「機械の各部品の活動を規制する」規則は自然科学的な因果法則にすぎない。また同じ意味で、ウェーバーの論じる「ゲームの規則」も因果的「契機」ではなく、目的-手段の思考方向において把握されるべきものである。もちろん人間による目的設定は経験的には因果的に様々な制約のもとにあるが、そのことが「目的と手段という純粋形式」による社会生活の整序という方法を否定するわけではない。むしろ問題はそのように様々に制約されている経験的な「素材」を整序する「形式」を概念的に規定することである。さらにウェーバーは経験的なものと存在すべきものとを区別したうえで、前者は因果的にのみ考察されるべきであり、そうした考察のみが「学問」である、と考えているようだが、いかなる経験的な事象もまずは方法において概念的に規定されなければならない。人間の社会生活もまた、「素材」としては経験的に制約された目的と限定された手段との総体だが、それを制約する「形式」こそ人間の諸目的の結合にたいする「外的規制」であって、そのように把握してこそ「純粋な共同体」の理念によって経験的な事象を導きうる。

以上、ごく簡単にウェーバーによるシュタムラー批判と、シュタムラーからの反批判を概観してきた。このようにみるとウェーバーの提起した論点が徹底して「社会に関する経験的な認識」の問題に関わっていること、これに反してシュタムラーが「社会」を徹底して「経験的・因果的認識の対象」から除外していること、が確認できるであろう。《経験的認識－因果科学－自然科学的認識－質量ないし素材》対《社会科学－目的科学－経験に依存しない認識－普遍妥当な形式》というシュタムラーの二項対立図式は、経験的な社会科学者ウェーバーにとってはとうてい受け入れがたい図式だったといえる。また逆に「普遍妥当な法と法学」を志向するシュタムラーにとって、「社会」を経験的－個別的－因果的認識の対象としてしまうウェーバーの議論は、「あるべき法」や「法の本質」を問うことに真っ向から反する立場に見えていたことだろう。

だとすれば、ウェーバーとシュタムラーの対立はどうしても互い

に相いれない「すれ違い」とならざるを得ない。かくして、シュタムラーは規範的な法学・法哲学の理論体系を確立する一方、ウェーバーは経験的な社会学の「創設者」への道を歩むこととなる。そして論争そのものは大きく展開されることなく、膨大な歴史の蓄積の中に埋もれていったのである。

4. 論争の文脈と意義——形成期ドイツ社会学との関連から

このように、ウェーバーとシュタムラーの論争そのものが大きく展開されることはなかった。だがこの論争の意義は決して小さなものではない。このことに関して、本稿では簡単に2点だけ触れておきたい。

まず、すでに数多くのウェーバー研究者が論じているように、これ以降のウェーバーの理論構築にとってシュタムラーとの対決は極めて重要な意義をもち続けることとなる。たとえばウェーバーの主要な社会学的業績として『経済と社会』草稿群が挙げられるが、そこにはシュタムラーに対する数多くの言及が見られる。特に『経済と社会』旧稿の概念的な基礎とされる『理解社会学のカテゴリー』の後半部は「ゲマインシャフト行為」から始まってアンシュタルトに至る社会学的な概念構成にあてられているが、ウェーバー自身がこの部分（の5-7章）を「シュタムラーが『言うべきだったはず』のことを示すために展開」した、と述べている[MWG I/12: 391=1990: 6][(6)]。

これらの概念構成は、やがて1918-20年の『経済と社会』改訂稿で大幅に修正ないし放棄されることになるが、それでもウェーバーの社会学的理論構築の重要な部分をなしていることは疑いない。しかも改訂稿においてもシュタムラーへの言及は変わらず見られるのである。その意味で、ウェーバーにとってシュタムラー批判は概念構成の変更を経てもなお重要な位置を占めていたと考えられる。

これに加え、ここで注目したいのは、ウェーバーとシュタムラーとの論争が決して孤立した単発的な論争ではなかったということである。実際、『経済と法』は書評に恵まれた書物だったようで数多くの書評がのこされているのだが[(7)]、本稿の観点から重要なのは、『経済と法』を書評し批判した人々のなかに社会学者が少なくなかったということである。

たとえば、『経済と法』に関する最も早い書評の一つは刊行と同年の『シュモラー年報』に掲載されたG. ジンメルの書評論文「社会科学の方法論のために」であるし、またテンニースは「1895-6年の社会学の新刊報告」(1898)で、全18ページのうち実に7ページをかけて『経済と法』について論じている。テンニースはそれにとどまらず、1905年から11年にかけて、『シュモラー年報』で「自然科学的な社会理論について」という論考を6回に分けて連載するのだが、その第2部(1906)でもシュタムラーについてまとまった形で論じており、さらに1915年にも『経済と法』3版の書評を書いている。またオトマー・シュパンにも「社会心理学の観点から考えるシュタムラー理論」(1902)という論考がある。

こうしてみると、ウェーバーのシュタムラー批判は決して孤立した批判ではなく、むしろ（のちに「社会学者」と総称されるような）社会科学者たちが、こぞってシュタムラーについて論じていたといえよう。

さらに『第1回ドイツ社会学会討議録』[Simmel u. a. 1911]を開くと、そこでもしばしばシュタムラーへの言及がみえる。たとえばアンドレアス・フォークトによる報告「経済と法」はシュタムラーに数多く言及しているし、この報告をめぐる討論でもウェーバーとカントロヴィチがしきりにシュタムラーの名を挙げて議論を展開している。またそのカントロヴィチによる報告「法学と社会学」ではシュタムラーの名前こそ1回しか挙げていないものの、その内容は明らかにシュタムラーを意識したものといえる。さらに会長であるテンニースの開会講演でも法哲学や（シュタムラーのキー・コンセプトである）「正しい法」への言及が見られるし、トレルチの報告冒頭にもシュタムラーへの間接的な言及と思しき記述を見出すことができる。

しかもこれらの人々は、かならずしも法学出身であったり法学的訓練を受けていたりするわけではない[(8)]。つまりこれらの人々が「シュタムラーを知っていて当然」だったわけではないのである。その意味では、シュタムラーの理論は形成期にあった当時のドイツ「社会学」にとって、「学会の常識」というよりも「社会学を形成する上での共通の問題関心」に近い存在だったと考えられる。これはいいかえれば、ドイツの「社会学」が「社会学」となろうとしているまさにそのプロセスにおいて、シュタムラーの理論は決して小さくない契機として介在していたということでもある。そうした観点からすれば、ウェーバーとシュタムラーの論争もまた、その一つの現れと言えるだろう。

だとすると、ウェーバーとシュタムラーの論争の意義は決して小さなものではない。そこにはドイツ社会学の形成過程を、ひいては社会学という学問分野の確立過程を、理解するためのヒントが潜んでいるとも考えられるのである。

5. シュタムラーからウェーバーへの反批判（全訳）

『社会科学・社会政策アルヒーフ』24巻の94ページ以下で、M.ウェーバーがわれわれの考察全体に反対している。[だが]読者がこの書評を読めば、これが明瞭な反論のお手本ではないことに気づくであろう。理解できる限りで言えば、ウェーバーの見解は以下のとおりである。

(1) [ウェーバーによれば、]様々な種類の社会現象の被制約性に関し、その質と量についてアプリオリに一般的なことは何も言えない。[社会現象の]相互的な被制約性という事実や、その質と量については、さしあたり個別事例に即して確認するしかない。類似の事例を比較することで一般的な「規則Regeln」にたどり着くことはできるだろうが、およそ社会生活das soziale Leben一般についての洞察には至らない。——だが、ここで見逃されているのは、認識の基礎となる方法があらかじめ前提されていない限り、とりあえず個々の「事実」を学問的に確定することも決してできない、ということである。全体としての学問は、相対的に普遍的relativ allgemeinな命題の総体が、特定の[特殊的な]状態に置かれたまま相互に結合しているに過ぎない、というようなものではない。むしろ「事実」の位置づけとは、ある統一的な全体像に個々の印象ないし努力を組み込むことなのであって、この組み込みの形式的なあり方は変わることがない。また所与の素材を比較的広範な規則へと結びつけるあらゆる結合は、統一化という斉一的gleichmäßigな性質によって制約されているのであって、この統一化の基盤なしにはい

かなる個別性も混乱し恣意的なままであろう。分類の「観点」として、「政治的・宗教的・経済的」といった個々の一面的な考察方法が、学問研究の「経済性Ökonomie」という目的のためだけに、それが「こうした観点から実践的に望ましい」場合にはどこでも用いられているが、[本来は]こうした方法を持ち込むだけでは不十分である。というのも、こうした雑然とした位置づけにおいてさえ、意図せずして統一的な基準が導入されていることは明らかであって、こうした基準があってこそ、熟慮の下で本来理解すべきことについてわれわれは問うことが可能となるのである。実際には二つの可能性しか存在しない。すなわち、偶発的な所与の素材の個別性のほかに何も知ることを欲しないか、その他にこうした素材を斉一的に加工し規定するための制約的な仕方die bedingende Art und Weiseを認めるか、このいずれかなのである。

(2) この点に関し、書評者にとっては法則性の観念Gedanke der Gesetzmäßigkeitがとりわけて悩みの種になっている。われわれがこの観念そのものに与えた表現について、書評者は様々な用法を数え上げている。彼自身の主張するところでは、「あらゆる特殊な認識に関する普遍妥当な法則的連関の洞察」が「具体Konkretum」であるのに対し、「法則性」の概念は「抽象Abstraktum」である。――これは単純に繰り返すだけで済む話であるが、法則性の観念自身は、われわれの意識内容の統一的な整序の可能性と同様である。この観念が様々な用法で表現できるとしても、そのことがこの観念がもつ事象[内容]上sachlichの同一性を何ら変えるわけではない。われわれは、先に述べたような、基礎となる統一的な整序の可能性を有しているし、現に恒常的に用いている。この点に関し、なぜわれわれがこの可能性を通じて洞察に至り得ないのか、理由は明らかではない。このことの説明は、われわれの印象と努力との斉一的な統一化という不可避的な制約を批判的に考察することでなされよう。それによって、われわれの概念的把握Begreifenと判断との純粋な形式の体系も説明される。そしてこの体系こそ、全体として法則性の概念を意味するのである。

(3) われわれの研究の的確な理解にとって、すべてはわれわれが自身の体験の特殊性を把握する際の純粋形式の観念にかかっている。最上位の審級として作用すべきものとして、単に相対的に一般的な理論などを考えてはならない。例を挙げよう。ウェーバーは「国家の使命は弱者の保護である」という命題を、一般的な実践的格率Maximeであると述べ、次のように論じることができるとしている。すなわち、この命題が妥当な「命法Imperativ」という性格を有するか否かについて、またその実行可能性について、あるいは最後にその帰結に基づいて、この命題について異議を唱えることができる。というのもこの命題は、命法として認められたそれ以外の格率、例えば国民の生理的健康の維持を危うくするからである。それゆえ人は複数の価値についていずれかを選ばなければならない、と。――だが、ここで考えられている「格率」は純粋形式ではないし、まさにわれわれの研究がその解明を目指していたような、判断が有する究極的・制約的な性質die letzten bedingenden Arten des Urteilensが問題になっているのでもない。しかも正しい選択に至るためには、人は選択を規定する手引きを有していなければならない。――またここで特に強調しておくべきなのは、「形式」というものを、他のあらゆる思考の要素が論理的な従属関係にあるような観念としてとらえない限り、事象に関するsachlich意思疎通もできない、ということである。この意味において、われわれはすでに（決して難しくない）命題を例として挙げておいた。すなわち、ある特定の因果関係の確定は、論理的な制約条件としての、原因と結果における変化の一般的整序である、という命題である。ところが、個々の自然法則はそれぞれ特定の制約条件の下で作用する因果命題とみなされるのに対し「因果法則」そのものは「最も包括的な事実の一般化」である、というような位置づけに対してウェーバーは非難しているのである。このような争う余地のある見解は、われわれが想定した命題とは異なるものである。

(4) われわれの探求は、「社会生活」の表象Vorstellungを統一的に規定しうるための論理的制約条件に関わるものである。われわれはこの意味においてのみ外的規制äußere Regelungについて論じている。外的規制とは人間の共同作用Zusammenwirkenの形式的な性質であって、この形式的な性質なしにはこの[共同作用という]概念も考えることはできない――もし思考の中でこれを抹消してしまうなら、同時に「共同作用」という特有の観念も完全に消えてしまうだろう。ウェーバーが「『規則』と『規制された』という言葉によっておよそいかなることが考えられるか」[MWG 1/7:530=松井訳:135]を問うたとしても、われわれはそこに立ち入るつもりはない。われわれが示しているのは、われわれが事象上で「外的規制」という表現を用いる際の意味だけである。また、人間社会という概念の場合のように、機械の各部品の共同作用も論理的にまったく同じ意味において人間の制定した規則に従う、といった批判にも根拠はない。というのも、社会的規制は様々な人間の諸目的をお互いにとっての手段として双方向的wechselseitigに結合するからである。技術的な理論は、因果的に考察された自然事象以外の何ものも描写してはいないのである（シュタムラー『法学の理論』57ページ参照※）。人間の目的設定に組み込まれることによってはじめて、首尾一貫した形で結合[拘束]する意欲へ、すなわち外的な規則の概念へと至るような、考察の新たな形式的方法が生み出されるのである。――ウェーバーはさらに、社会的事象の例としてスカート・ゲームについて詳細に論じている。ゲームは規則に従って行われる。だが、ウェーバーの言うように、「ゲーム規則」はさしあたり因果的「契機」ではない。というのも、因果的考察は外的知覚の整序であって、これは人間の行為においては生理学的でしかありえないからである。しかし「ゲーム規則」が述べているのは空間の中で知覚される事柄についてではなく、むしろその意味は何に従うべきかに関わっている。ゲーム規則はその特性からして、目的と手段という思考方向で把握されるべきである。その際に設定される諸目的が制約されたものであるということは重要ではない。そうでないものなど、人間存在の歴史的現実にはおよそ存在しない。まさに「存在Dasein」（あるいはあまり良くないが他の言い方では「存在Sein」）に対向して呼び起こされるべき対象の表象Vorstellungについて、何か神秘的なものやはじめから理念的なものを考えてはならない。社会生活が人間の意欲の王国に属しているということは、ここで用いられている経験的に制約された思考過程が目的と手段という純粋形式のうちに根底的に整序されるべきである、ということ以外には何も言っていないのである。

だが、もし私がウェーバーを正しく理解しているとするなら、上

記に反して彼は二つの考察方法を根底的に区別しようとしている。それはすなわち経験的な方法と存在すべきものについての方法とであり、このうち前者は因果的にのみなされるべきである、というのである。そしてただこれだけが「学問」に属するのであり、後者は主観的に妥当な価値判断と「倫理的諸原理」にしたがってのみおこなわれる、と。――だが、こうした根本把握は維持しえないのではないか。経験的に制約された体験がただ「因果的」にしか把握されえないわけではないし、反対に統制的原理としての理念がただ意欲にのみ属するわけでもない。むしろ知覚も、そしてまた努力も、同じ仕方で経験的に制約されている。両者ともまずは確固たる方法において概念的に規定されなければならない。すなわち前者は自然考察のカテゴリーによって、後者は目的設定の基礎概念によって。両者は実務的な活動の直接的な実践においてはしばしば交錯するが、学問的には常に区別されうる。この二つの規定のあり方に対しては、それぞれに理念の観点が存在する。すなわち、思考しうるすべての個別性を主導的に包括する無制約の統一として――と同時に、いつか完全に達成されるということがなくとも追求すべき課題として。これは経験的に制約された知覚にとっては世界の理念であり、経験的に制約された意欲にとっては自由の理念である。それゆえ、われわれが深く考察してきた固有の対象である人間の社会生活は、経験的に制約された目的と限定された手段との総体として把握されよう。われわれが「形式」と名づけたその制約的な[制約する]特性 bedingende Eigenart は人間の諸目的の結合にあり、このように規定されたその概念の全体は人間の共同作用として存在する。われわれはこの社会生活をその特殊な出現に即して、外的規制というあの形式的な性質のもとに位置づける。そうしてはじめて、われわれは――ちょうど自然研究者が万有の宇宙という理念的な観念に目を向けるように――制約された社会生活を純粋な共同体という理念 die Idee einer reinen Gemeinschaft へと向け、導くのである。――

ここで論じた書評は最初の節のあとで中断され、未完のままである。[WuR(3): 670-3]

※　シュタムラー『法学の理論』には以下の記述がある。

「技術 Technologie は、いかにして橋をかけるか、機械を作るか、といったことは教える。だが、あることをそのように計画し実行すべきか否かは、自然科学の応用としての技術が語ることではない。技術的科学の指示がこのように制約されていること die bedingten Anweisungen der technischen Wissenschaften は、突き詰めれば、因果的に考察された自然事象の認識と何ら変わらない。カントは正当にも、彼の用語法に即して理論的諸概念と実践的諸概念とを区別することで、このことを際立たせていたのだ。」[TR: 56-7]

【注】

(1)　ウェーバー研究の分野では、たとえば向井[2000]やシュルフター[2003]、牧野[2007]、折原[2007]がウェーバーのシュタムラー批判を詳細に論じているが、いずれもシュタムラーからの反批判には触れていない。またウェーバー全集の編者解題 Editorischer Bericht[MWG I/7: 481-6]でもシュタムラー自身の主張はほとんど取り上げられていない。他方で法哲学・法思想史に関する文献では、加藤[1960]や竹下[1990]、シュレーダー[2010]などがシュタムラーの理論を詳しく検討しているが、こちらではウェーバーから（またほかの社会学者たちから）の批判への言及が見られない。

(2)　以下、法制史・法思想史上の背景に関する記述は主に田中ほか[1997]と森末[1994]に依拠している。

(3)　たとえばラーレンツ[1991: 130]は、法実証主義が「あるべき法」や「法の本質」という法哲学的な問いそのものを重視しなかったことに照らせば「我々の世紀の初頭におけるドイツ法哲学の再生は、まずはじめに Rudolf Stammler の労作である」とさえ言っている。また平野[1984: 247]も「法哲学は、新カント派哲学が新たな基盤を提供したことによって、歴史主義の支配による哲学の窒息状態を抜け出した。この功績は、第一に、マールブルク学派の影響のもとに『正法論』(1902)を著した R. シュタムラーに帰せられる」と述べている。平野[1984: 254]はさらに、自由法運動を主導したカントロヴィチに対するシュタムラーの影響も指摘している。

(4)　シュタムラーの全体像については加藤[1960]が新カント派との関わりも含めて詳しく紹介している。また、牧野[2007]も、ウェーバーからの批判という文脈ではあるが、シュタムラー自身の著作にさかのぼってその主張を詳細に検討している。

(5)　注(1)で挙げた諸研究を参照。

(6)　この表現については折原・シュルフター[2000]、また宮村[2010]を参照。

(7)　たとえば刊行翌年にはイギリスの王立経済学会の機関誌 The Economic Journal に書評が掲載されている[Boner 1897]。

(8)　たとえばジンメルとテンニースの博士号は哲学、トレルチはいうまでもなく神学博士であり、さらにフォークトは数学(！)から経済学に転身した人物である。なお、この論点は研究会での報告に対する小林純氏からの指摘によるものである。この場を借りて小林氏に感謝の意を表したい。

【文献】

1.　Weber と Stammler の著作（初版刊行順）

《Stammler》

WuR: *Wirtschaft und Recht nach materialistischer Geschichtsauffassung,* Veit u. Comp-Verlag. 1. Aufl.: 1896, 2. Aufl.: 1906, 3. Aufl.: 1914.

LrR: *Die Lehre von dem richtigen Rechte,* Guttentag, 1902.

WRR: „Wesen des Rechtes und der Rechtswissenschaft", R. Stammler, R. Sohm, u. a., *Systematische Rechtswissenschaft,* Teubner, 1906, S. 1ff.
(Stammler, *Rechtsphilosophische Abhandlungen und Vorträge,* Bd. 1, Pan-Verlag, 1925, S. 385-443.)
=1942: 和田小次郎訳『法及び法の本質』, 日本評論社.

TR: *Theorie der Rechtswissenschaft,* Waisenhaus, 1911.

《Weber》

MWG I/7: *Max Weber Gesamtausgabe. I-7. Zur Logik und Methodik der Sozialwissenschaften, Mohr Siebeck,* 2018.

=1982: 松井秀親訳「R. シュタムラーの唯物史観の『克服』」,『世界の大思想 ウェーバー 社会科学論集』, 河出書房新社, 95-206.

MWG I/12: *Max Weber Gesamtausgabe. I-12. Verstehende Soziologie und Werturteilsstreit*, Mohr Siebeck, 2018.

=1990: 海老原明夫・中野敏男訳『理解社会学のカテゴリー』, 未來社.

2. その他の文献

Boner, James 1897 : „Wirtschaft und Recht, Nach der Materialistischen Geschichtsauffassung“ (Review), *The Economic Journal*, 7-26, 257-260.

平野敏彦 1983:「自由法運動」, 長尾龍一, 田中成明編『現代法哲学 2：法思想』東京大学出版会: 237-272.

加藤新平 1960 :「新カント派」, 尾高朝雄ほか編『法哲学講座』第5巻(上), 53-160.

ラーレンツ、カール 1991: 米山隆訳『法学方法論〔第6版〕』, 青山社.

牧野 雅彦 2007:「ウェーバーとシュタムラー」,『広島法学』31-3, 155-187.

宮村 重徳 2010 :「ヴェーバーに於ける『諒解行為』概念の留保或いは喪失事件」, 法政大学『多摩論集』26, 149-230.

森末 伸行 1994:『法思想史概説』, 中央大学出版部.

向井 守 2000:「『シュタムラー論文』の意義」, 橋本努ほか編『マックス・ヴェーバーの新世紀』, 未來社, 240-256.

折原 浩 2007:『マックス・ヴェーバーにとって社会学とは何か』, 勁草書房.

Schluchter, Wolfgang 2003: “The Sociology of Law as an Empirical Theory of Validity”, *European Sociological Review*, 19-5, 537-549.

シュルフター , W., 折原 浩 2000 :『『経済と社会』再構成論の新展開』, 未來社.

Schröder, Jan 2010: *Rechtswissenschaft in der Neuzeit*, Mohr Siebeck.

=2017: 石部雅亮編訳『ドイツ近現代法学の歩み』, 信山社.

Simmel, Georg u. a. 1911 : *Verhandlungen des ersten Deutschen Soziologentages*, J. C. B. Mohr.

Simmel, G. 1896: „Zur Methodik der Socialwissenschaft“, *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich* [Schmollers Jb] Bd. 20, S. 575-585. (Simmel, Gesamtausgabe, Bd. 1, S. 363-377.)

=1986:「社会科学の方法論のために」, 大鐘武編訳『ジンメル初期社会学論集』恒星社厚生閣, 1-21.

Spann, Othmar 1902: „Die Lehre Stammlers vom sozialpsychologischen Standpunkte aus betrachtet“, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 58, S. 699-719.

竹下 賢 1990:「シュタムラーの歴史法学批判」, 今井弘道編『法思想史的地平』, 昭和堂, 109-139.

田中成明ほか 1997 :『法思想史』(第2版), 有斐閣.

Tönnies, F. 1905: „Zur naturwissenschaftlichen Gesellschaftslehre. Zweiter Abschnitt“, *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich* [Schmollers Jb] Bd. 29, 1905, S. 1283-1321.

(„Die Anwendung der Deszendenztheorie auf Probleme der sozialen Entwicklung. Zweiter Teil“, Tönnies, *Soziologische Studien und Kritiken,* Fischer, 1925, S. 195-229.)

——— 1915: (Besprechung: Wirtschaft und Recht, 3. Aufl.), *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. 5, S. 493-502.

Troeltsch, E. 1911: „Das stoisch-christliche Naturrecht und das moderne profane Naturrecht“, *Verhandlungen*, S. 166-192.

(Troeltsch, *Gesammelte Schriften*, Bd. 4, S. 166-191.)

=1981: 住谷一彦・小林純訳「ストア的＝キリスト教的自然法と近代的世俗的自然法」, 住谷一彦・佐藤敏夫ほか訳『トレルチ著作集』第7巻, 237-272.

Weber, Marianne 1984 : *Max Weber. ein Lebensbild*, J. C. B. Mohr. (1. Aufl. 1926)

米沢和彦 1991:『ドイツ社会学史研究』, 恒星社厚生閣.